

【六甲山再生委員会（平成30年3月27日）兵庫県資料】

平成30年度の兵庫県の取り組みについて

1 戦略に盛り込むべき視点等（六甲山のグランドデザイン）

- ・六甲山、摩耶山だけでなく、再度山やそこに至るトレッキングコースも対象に含めた土地利用計画を踏まえ、充分活かしきれていない地域資源の具体的な利活用方策を盛り込んだ六甲山のグランドデザインとして戦略を策定
- ・市場調査は、単に入込客数や消費額の統計ではなく、来訪者・潜在的来訪者の意見、住民の意識などを聞き取り、課題を抽出

2 土地利用目的を踏まえた規制緩和策の検討

- ・各種制度の規制を、民間の声【参考1】を聞いて、改めて総合的に見直す
- ・規制緩和は、予見性を確保するため、できるかぎり運用ではなく、計画の改定や条例等による基準の明確化を図る。
- ・事業者の立場に立った相談体制を整備

国立公園計画の点検の中で検討されている集団施設地区指定により、一般利用を前提とした公園事業は大幅な活性化が期待されるが、六甲山が一般利用施設より前に、別荘・企業保養所として発展してきた歴史的経緯があり、これら施設の活性化が必要

(1) 自然公園法

ア 公園事業の定義拡大

- 立地可能施設を旅館・ホテル以外に拡大（会員制宿泊施設、貸別荘等）
（「保養所等の一部一般利用可能化等」による公園計画上の一般利用施設扱い（実質的な規制緩和）も一つの方法）

イ 一般利用を前提とした特別地域内での行為の許可基準の緩和

- 工作物の高さ基準（13m以下）を周辺の景観に影響を及ぼさない範囲で区域を限って更に緩和
- 大規模開発を排除する建築面積（2,000 m²以下）の緩和
- 建築面積が制約される主要道路からの壁面後退距離（20m以上）をそれ以外の道路の基準（5m以上）まで緩和

(2) 都市計画法及び風致条例（公園事業は適用除外）

ア 都市計画法

- 市街化調整区域の許可基準の緩和
既存施設の建替に限定せず、一定の基準に合致する施設の新設を認める。

(地区計画による開発可能ゾーンの指定、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例の拡充、新条例制定等により新設を可能とする用途や規模等の基準を設定する手法が考えられる)

イ 風致条例について

○条例上の高さ制限の緩和

○分棟が必要になる建築物地盤高低差制限、木材伐採制限等の規制緩和
(条例改正による新たな地区種別や適用除外地区の設定等の対応が考えられる)

(3) 相談体制の整備について

○複数の法律の規制の対象地域であることから、許認可の窓口が分散し、相互の調整がとれていないため、規制内容がわかりにくく、また、手続きに多大な時間を要する。

○関係機関が合同で応談するなど、施設整備に関するワンストップ相談体制の構築を検討する必要

3 利用者の利便性の高い交通アクセスの充実

- ・公共交通機関は、移動実態調査・移動意向調査や、三宮駅からロープウェイ・ケーブルまでの直行バスの社会実験の結果等も踏まえ、交通アクセスのあり方を幅広く検討
- ・道路は、道路網の拡幅整備・安全性確保に加え、各施設へのアプローチ道路の整備（4 m以上）が必要

4 保護と活用のバランスを考慮したメリハリのある環境整備

- ・トレイル満喫プラン、眺望満喫プランの取組との相乗効果により、気軽に自然や景観を満喫できる環境整備が必要
- ・景観阻害樹木の除伐、遊歩道の充実が必要
- ・トイレの充実が必要

5 山の安全性や快適さを阻害する騒音対策

- ・二輪・四輪車の暴走行為や騒音問題の発生を解決するため、
 - ①可搬型速度取締機器での取締や国交省と連携した不正改造対策
 - ②騒音計測と画像とのセットによる実態把握
 - ③道路面における凸部分の設置
 - ④記念碑台駐車場における入口チェーンゲートの更新等の総合的な対策を実施していく必要

【参考1：規制に関する民間事業者の声】

<例1：企業保養所>

- 工期1年に対し、環境省や神戸市との調整に1年半もかかった。
- 一棟2,000㎡以下(自然公園法)の規制で建物を二棟にせざるをえず、工事費に加え、その後の管理費等も割高となった。
- 風致条例による高さ制限(10m以下)や樹木の伐採制限等で樹木を切れなかったせいで、夜景をあきらめざるを得なかった。

<例2：会員制ホテル>

- 会員制ホテルを整備しようとしたが、建ぺい率や容積率、高さ制限等より、予定より少ない客数しか確保出来ず、事業採算が難しい案件になってしまった。

<例3：ゲストハウス>

- 将来、民泊なども視野に一般も受け入れることを検討していきたい。公園事業(宿舍、休憩所)への位置付け、又は特例基準の設定を検討して欲しい。
- 法令等の基準が多岐複雑で予見性が低く、改築等の意欲が沸かない。
- 六甲山でのトレイルランや登山など各種スポーツ振興に関与していきたい。
- 風致条例による地盤高低差制限(一棟の建築物が接する地盤高低差6m以下)により、分棟せざるをえず、管理費が割高になった。

<例4：個人事業主>

- 六甲山ならではの静かな環境が必要。

【参考2：六甲山活性化にかかる平成30年度県当初予算事業】

1 (拡) 六甲山地域の活性化 23,800千円

県民・企業・行政等の協働による六甲山地域のブランド力向上に向けた仕組みづくりと施策推進により、「人が集い、街とつながる魅力的な山」を実現

○六甲山再生委員会環境部会の設置・運営(1,000千円)

六甲山地域のさらなる活性化に向けた六甲山の魅力、ブランド力向上のため、六甲山のランドデザインなどを策定する六甲山再生委員会に参画するとともに、部会やワーキンググループ(WG)を設置し、六甲山地域に関する課題の整理や今後の取組を検討

- ・六甲山におけるローリング族等騒音問題対策検討会(WG)の設置

○(拡)六甲山遊休施設の利活用への支援(12,000千円)

観光客の利便性向上や自然公園の魅力向上など六甲山の賑わいづくりのため、六甲山上にある遊休施設の改修費用等を支援

区分	改修支援		建替支援
	一般改修	耐震改修	
対象事業費	13,200千円	4,800千円	18,000千円
補助率	2/3(国3/9、県1/9、市2/9)以内		
補助上限額	8,800千円	3,200千円	12,000千円
箇所	3件	3件	3件

※一般改修と耐震改修に対する支援は、併用可能

- (新) ローリング族等騒音対策の実施 (10,800 千円)
六甲山地区での可搬型速度取締機器の設置

2 (新) 六甲山ビジターセンターを核とした六甲山活性化対策 3,516 千円

平成 30 年 5 月 13 日のリニューアルオープンを機に、六甲山地域のブランド力向上に向けた仕組みを構築

- 新たな取組 (2,516 千円)
 - ・開館期間の延長 (通年開館)
 - ・民間事業者との連携による事業展開 (冬の自然体験会、星空観察会など)
 - ・芝生交流広場やグラスパーキングの整備
- リニューアルセレモニーの開催 (1,000 千円)
平成 30 年 5 月のリニューアルオープンを記念してセレモニーを開催
 - ・記念式典、イベント (六甲山ハイキング 等)

3 (新) 六甲山 150 年の歴史回顧事業

- ・(新) 六甲山ビジターセンターリニューアル記念事業
- ・(新) 開山の祖グルーム氏来日 150 年記念事業

4 (拡) 県民交流バスの実施

県政への理解促進、地域間交流、兵庫の魅力のPR等を促進するため、県がバス借上料の一部を補助

- ・六甲山地域周遊分 (台数：50 台、助成額：日帰 15 千円、1泊2日 30 千円)

5 都市山防災林整備事業

平成 26 年 8 月豪雨災害により、六甲山系の風化花崗岩地帯及び松枯れ跡地で崩壊が多発したことを受け、同地域における斜面崩壊防止対策等を実施

- 実施主体 市町
- 対象森林
 - ・平成 26 年 8 月豪雨により災害が多発した森林
 - ・治山ダム等が未整備の危険流域
 - ・放置され生長の悪い森林※私有林のみ (市有林等は対象外)
- 事業内容
基本計画調査の策定、間伐、高齢大木の伐採等
- 事業期間 第 3 期：平成 28～33 年度 (6 ヶ年)
- 実施規模

区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	計
基本調査 (ha)	42	40	40	40	40		202
整備面積 (ha)		42	40	40	40	40	202
事業費 (千円)	13,049	60,000	60,000	60,000	60,000	39,000	292,049